

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の営利企業等の従事制限に
関する規則

平成21年3月30日

規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、営利企業等の従事制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(従事を制限される地位)

第2条 法第38条第1項の規定により、職員が、任命権者の許可を受けなければ兼ねてはならない地位は、次に掲げるものとする。

- (1) 営利企業等の顧問又は評議員
- (2) 前号に掲げるものに準ずる地位

(許可の基準)

第3条 任命権者は、法第38条第1項の規定により、職員が、前条に規定する地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事しようとする場合、次に掲げる場合を除き、これを許可しない。

- (1) その職員の占めている職と当該営利企業等との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがないと認める場合
- (2) その職員の職務の遂行に支障がなく、かつ、その発生のおそれがないと認める場合
- (3) その他法の精神に反しないと認める場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。